

令和3年9月29日

大津警察署長 様

大津市立膳所小学校 PTA

会長 中谷 祐士



通学路の安全確保に関する要望書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろは、当 PTA の活動に格別のご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、通学路に関しましては、道路管理者や大津市教育委員会などの関係機関と連携し、大津市通学路安全対策協議会による大津市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検などにより、その安全確保に努められておりますこと、重ねて感謝いたします。

さて、本来であれば、合同点検箇所の変更については、学校運営協議会の中で、PTA からは委員である会長が意見を申し上げるところですが、今回、当 PTA の会員から、迅速な対応を求める声が寄せられ、当 PTA の運営委員会でも検討した結果、今回の要望書を提出する運びとなりました。

つきましては、下記のとおり要望しますので、ご配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 要望場所

市道南 0 2 4 0 号線（概ね市道南 0 2 6 4 号線との交差部から市道南 0 2 3 6 号線との交差部までの区間）

2 状況

当該区間は、膳所小学校の通学路であり、約 9 0 名の児童が通学に使用しています。また、滋賀大学附属小学校の児童や、中学生も通学に使用しています。

膳所学区には、旧来からの狭隘な市道が多くありますが、当該区間は幅員が比較的広く、直線が長く続くことから、時速 3 0 キロメートルの速度制限はあるものの、それを超過してスピードを出す自動車が多くあります。

また、朝の国道 1 号線などの混雑を回避するための抜け道としての使用が認められ、通学時間帯の交通量は多く、最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大のためか自家用自動車による通勤が増えているように感じられます。

以上のとおり、交通量が多く、自動車の通行速度も速いにも関わらず、当該区間には路側帯等が設置されておらず、非常に危険な状況にあると言えます。

3 要望内容

当該区間の速度違反の取り締まりおよび路側帯の設置を要望します。